【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月16日
【中間会計期間】	第26期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社イオレ
【英訳名】	eole Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　瀧野　諭吾
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋１丁目６番11号
【電話番号】	050－5799－9400（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　財務経理部長　貞方　渉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋１丁目６番11号
【電話番号】	050－5799－9400（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　財務経理部長　貞方　渉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第25期中間会計期間	第26期 中間連結会計期間	第25期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上高	（千円）	3,529,360	13,824,277	14,159,835
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	60,014	899,133	△506,405
親会社株主に帰属する中間（当期）純損失（△）又は親会社株主に帰属する中間純利益	（千円）	61,564	760,888	△528,205
中間包括利益又は包括利益	（千円）	―	757,397	△513,109
純資産額	（千円）	799,574	5,192,255	3,498,517
総資産額	（千円）	2,674,029	15,812,944	11,001,112
１株当たり中間（当期）純損失（△）又は１株当たり中間純利益	（円）	19.73	17.88	△15.34
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	18.49	17.26	―
自己資本比率	（%）	28.9	32.7	31.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	764,036	△1,603,680	909,882
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△46,570	26,615	△3,642,751
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	410,269	916,377	3,665,306
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	1,503,447	647,461	1,308,149

（注）１．当社は、第25期第３四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、第25期中間連結会計期間に代えて、第25期中間会計期間について記載しております。
２．第25期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
３．2025年11月12日を基準日として普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益（または当期純損失）を算定しております。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についても重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社グループは、前第３四半期連結会計期間より連結決算に移行したことから、従来個別で行っておりました開示を連結開示に変更いたしました。なお、当中間連結会計期間は連結決算となりますが、前年同中間期は個別決算であったため、前年同中間期の数値及びこれに係る増減率等の比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 財政状態

（資産）

当中間連結会計期間末における資産は15,812,944千円となり、前連結会計年度末に比べて4,811,832千円増加いたしました。これは主として、前渡金が2,221,586千円及び貸付暗号資産が2,456,075千円増加した一方、現金及び預金が670,086千円減少したことによるものであります。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債は10,620,689千円となり、前連結会計年度末に比べて3,118,094千円増加いたしました。これは主として、未払金が803,152千円及び借入暗号資産が2,675,543千円増加した一方、前受金が430,033千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産は5,192,255千円となり、前連結会計年度末に比べて1,693,738千円増加いたしました。これは主として、親会社株主に帰属する中間純利益を760,888千円計上し、新株予約権行使等に伴い資本金及び資本剰余金がそれぞれ469,586千円増加したことによるものであります。

② 経営成績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業の設備投資や継続的な賃上げの動き、インバウンド需要の拡大などを背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格や為替相場の変動、長引く物価上昇による生活防衛意識の高まり、米国の通商政策の動向、相次ぐ自然災害の影響など、景気の先行きには依然として不透明感が残っております。

当社が属するインターネット広告市場は拡大を続けております。当社が注力してまいりましたインターネットを活用した求人広告市場につきましては、2026年９月の有効求人倍率（季節調整値）は1.19倍（厚生労働省「一般職業紹介状況（令和８年９月分）について」）となりました。前月比では0.01ポイント上昇したものの、1.2倍弱の水準での横ばい圏の推移が続いており、今後の回復が望まれます。

当社は、前期より開始したAIデータセンター事業の売上規模拡大により、前年第２四半期より新たにAI DC事業を区分し、セグメントとして計上しております。また、『らくらく連絡網＋』『pinpoint』及び『他媒体広告』から構成される『コミュニケーションデータ事業』と、『求人検索エンジン』『HR Ads Platform』及び『ジョブオレ』から構成される『HRデータ事業』を統合し、今後すべてのインターネットメディアにおけるUIがAIと統合されていくことを見据えて、『AI UI事業』へ名称変更いたしました。

なお、2025年12月末付で『らくらく連絡網＋』を売却しており、これに伴い、当第１四半期連結累計期間より、AI UI事業を構成する各事業区分の名称を見直しております。具体的には、『pinpoint』及び『他媒体広告』から構成される事業区分を『コミュニケーションデータ事業』から『広告事業』に、『求人検索エンジン』『HR Ads Platform』及び『ジョブオレ』から構成される事業区分を『HRデータ事業』から『HR事業』に、ペット事業を『コンシューマメディア事業』にそれぞれ名称変更しております。また、暗号資産関連事業につきましても、当第１四半期連結累計期間より『オンチェーン金融事業』に名称変更しております。なお、これら名称変更による事業内容及びセグメント区分に実質的な変更はありません。

2025年6月の定時株主総会後に発足した新しい経営体制の下、フルフレックス・フルリモートの解除、社内ITツールの抜本的見直し、AI/DX活用による生産性向上が報酬に直結する新しい人事制度の導入、AI活用勉強会の開催、各種指標管理/KPI設定に基づく週次PDCA体制の構築など、経営改革を推進してまいりました。また、事業ポートフォリオの見直しにより、上述の『らくらく連絡網＋』に加え、旅行事業『ポケカル』の売却を行いました。これらの結果、既存事業においては、売上は前年同期比19.1%減となりましたが採算性は向上しております。

また、昨年第２四半期に開始し、第３四半期に本格的に立ち上がったAIDC事業につきましては季節性要因により前第４四半期比較で第1四半期は若干減少しましたが、第2四半期においては28%増と順調に推移しており収益増の主要因となっております。

また、2025年9月9日付「第三者割当による第14回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第15回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」にて開示したとおりBTC取得を目的とした増資を実施しております。2026年6月3日の第14回新株予約権の行使完了により累計約4,183百万円を調達し、169.5BTCを平均取得単価14,692,642円で取得、8月にはHyperliquidを約100百万円取得いたしました。一方、暗号資産の価格変動により約386百万円の暗号資産評価益を計上しております。

以上の結果、当第２四半期連結累計期間の売上高は13,824,277千円、営業利益は496,039千円 、経常利益は899,133千円、親会社株主に帰属する中間純利益は760,888千円となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。
① AI UI事業におきましては、コンシューマメディア事業が大きく伸長したものの、「らくらく連絡網+」の譲渡に伴う売上減少等により広告事業が減少となった影響を吸収しきれず、売上高は1,640,452千円となり、研究開発の先行投資などを計上した結果、セグメント利益△39,266千円となりました。
② AI DC事業におきましては、引き続き堅調に推移しております。広告投下等の施策による直販比率の向上傾向は継続しており収益性が改善した結果、売上高11,915,317千円、セグメント利益608,643千円となりました。
③ オンチェーン金融事業においては、現在自己保有暗号資産および展示会への出展およびウェブマーケティングによるらくらくちょコインの集客を行い借り受けた暗号資産の運用先のポートフォリオの見直しを行った結果、および売上高268,506千円、セグメント利益△73,337千円となりました。

なお、当中間連結会計期間の事業別の販売実績を示すと、次の通りであります。

事業の名称		当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）	
		販売高（千円）	前年同期比（%）
AIUI事業		1,640,452	－
	広告事業	269,079	－
	HRデータ事業	1,319,047	－
	コンシューマメディア事業	50,032	－
	その他	2,294	－
AI・DC事業		11,915,317	－
オンチェーン金融事業		268,506	－
合計		13,824,277	－

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、647,461千円となり、前連結会計年度末に比べ660,688千円減少しました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

なお、当社グループは、連結子会社Neo　Crypto　Bankを2025年９月29日付で設立いたしました。これに伴い、前第３四半期連結会計期間より連結決算に移行したことから、従来個別で行っておりました開示を連結開示に変更いたしました。なお、当中間連結会計期間は連結決算となりますが、前年同中間期は個別決算であったため、前年同中間期の数値及びこれに係る増減率等の比較分析は行っておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は1,603,680千円となりました。これは主に、未払金の増加による収入が802,341千円と前渡金の増加による支出が2,221,586千円が発生したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得した資金は26,615千円となりました。これは主に、投資有価証券の償還による収入899,192千円と土地取得に係る手付金支出660,000千円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は916,377千円となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入935,554千円があったこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【重要な契約等】

（シンエネルギー開発株式会社との業務提携に関する基本合意書）

当社は、2026年7月6日付の取締役会において、シンエネルギー開発株式会社（以下「シンエネルギー開発」といいます。）との間で、西日本地区における100MW級大規模AIデータセンター開発及び電力インフラ整備等を共同で推進するための業務提携に関する基本合意書（以下「本 基本合意書」）を締結することを決議いたしました。

なお、当中間連結期間末後において、以下の契約等を締結しております。

（株式交換によるWOODMAN株式会社の完全子会社化）

当社は、2026年10月15日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、WOODMAN株式会社（以下「WOODMAN」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表に関する注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

本株式交換は、WOODMANが有するAIサーバーの調達・導入、モジュール型AIデータセンターの設計・構築、データセンター開発支援及び液浸冷却ソリューション等の技術・事業基盤を当社グループに統合することにより、AIデータセンター事業の拡大及びネオクラウド事業の立ち上げを加速し、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

本株式交換の概要は、以下のとおりであります。

①株式交換の相手会社の名称

WOODMAN株式会社

②株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、WOODMANを株式交換完全子会社とする株式交換であります。

③株式交換に係る割当ての内容

WOODMANの普通株式１株に対して、当社の普通株式5,727.38株を割当交付いたします。

④株式交換により交付する株式数

当社普通株式　3,436,428株（予定）

なお、交付する株式は、新たに発行する普通株式を充当する予定であります。

⑤株式交換の日程

株式交換契約締結承認取締役会決議日　2026年10月15日
株式交換契約締結日　2026年10月15日
株式交換承認株主総会決議日　2026年11月27日（予定）
株式交換効力発生日　2026年11月30日（予定）
なお、本株式交換は、当社及びWOODMANの株主総会において承認されることを条件としております。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	131,300,000
計	131,300,000

②【発行済株式】

種類	中間連結会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月16日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	43,078,920	43,078,920	東京証券取引所グロース市場	単元株式数は100株であります。
計	43,078,920	43,078,920	―	―

（注）１．提出日現在発行数には、2026年11月１日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
２．当中間連結会計期間末現在発行数のうち、274,920株は譲渡制限付株式報酬として普通株式を発行した際の現物出資（金銭報酬債権45,988千円）によるものであります。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第13回新株予約権

決議年月日	2025年７月１日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役及び当社執行役員 13名
新株予約権の数（個）※	1,575
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,575,000（１個につき1,000株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	226
新株予約権の行使期間 ※	自　2028年７月１日　至　2030年７月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　226 資本組入額　　113

新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2028年３月期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益が 825 百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）の数値を参照するものとし、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとし、当該損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権１個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

※　当中間連結会計期間の末日（2026年９月30日）における内容を記載しております。
新株予約権１個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

第16回新株予約権

決議年月日	2025年11月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役１名
新株予約権の数（個） ※	3,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） ※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 320,000（１個につき100株）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	458
新株予約権の行使期間 ※	2028年７月１日～2030年７月15日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格　458円 資本金組入額　229円
新株予約権の行使の条件 ※	2028年３月期の営業利益825百万円超、在職要件、相続不可、発行可能株式総数の制限、1個未満行使不可
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が消滅会社となる合併、分割会社となる会社分割、又は完全子会社となる株式交換・株式移転等が承認された場合、当社は新株予約権の全部を無償で取得できる。また、行使条件を満たさなくなった場合にも無償取得できる。

※　当中間連結会計期間の末日（2026年９月30日）における内容を記載しております。
新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権の数 3,200個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は458円とする
なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times 1株あたり払込金額}{新規発行前の1株あたりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期間　2028年７月１日から2030年７月15日までとする

新株予約権の行使の条件

１．新株予約権者は、2028年３月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益が825百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。

営業利益の判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）の数値を参照するものとし、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとし、当該連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

２．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

１．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

２．新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

第17回新株予約権

決議年月日	2025年12月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社顧問１名
新株予約権の数（個） ※	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） ※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 30,000（1個につき100株）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	458
新株予約権の行使期間 ※	2028年７月１日～2030年７月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格　　458円 資本金組入額　229円
新株予約権の行使の条件 ※	2028年３月期の営業利益825百万円超、在職要件、相続不可、発行可能株式総数の制限、１個未満行使不可
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議を要するものとする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が消滅会社となる合併、分割会社となる会社分割、又は完全子会社となる株式交換・株式移転等が承認された場合、当社は新株予約権の全部を無償で取得できる。また、行使条件を満たさなくなった場合にも無償取得できる。

※　当中間連結会計期間の末日（2026年９月30日）における内容を記載しております。
新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権の数 300
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同 じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、458円とする。
なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times 1株あたり払込金額}{新規発行前の1株あたりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
新株予約権を行使することができる期　2028年７月１日から2030年７月15日までとする。

新株予約権の行使の条件

１．新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2028年３月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益が825百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。

なお、営業利益の判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）の数値を参照するものとし、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする

また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとし、当該連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

２．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

１．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

２．新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第18回新株予約権

決議年月日	2026年３月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役及び当社執行役員８名 当社従業員　　７名
新株予約権の数（個）　※	19,420
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）　※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 1,942,000（１個につき100株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	385
新株予約権の行使期間　※	2027年７月１日～2036年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　385円 資本金組入額　193円
新株予約権の行使の条件　※	営業利益の目標値に応じた行使可能割合：2027年３月期～2031年３月期589百万円で33%、2027年３月期～2033年３月期1,940百万円で66%、2027年３月期～2035年３月期3,300百万円で100%。在職要件等あり
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	当社が消滅会社となる合併、分割会社となる会社分割、又は完全子会社となる株式交換・株式移転等が承認された場合、当社は新株予約権の全部を無償で取得できる。また、行使条件を満たさなくなった場合にも無償取得できる。

※　当中間連結会計期間の末日（2026年９月30日）における内容を記載しております。
新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権の数 19,420
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同 じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権１個あたりの発行価額は、10円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、358円とする。
なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times 1株あたり払込金額}{新規発行前の1株あたりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
新株予約権を行使することができる期　2027年７月１日から2036年３月31日までとする。
新株予約権の行使の条件
１．新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2028年３月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益が825百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。
なお、営業利益の判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）の数値を参照するものとし、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする

また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとし、当該連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

２．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

１．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

２．新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第19回新株予約権

決議年月日	2026年６月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役１名
新株予約権の数（個） ※	2,220
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） ※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 222,000（１個につき100株）
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	624
新株予約権の行使期間 ※	2027年７月１日～2036年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格　　624円 資本金組入額　312円
新株予約権の行使の条件 ※	営業利益の目標値に応じた行使可能割合：2027年３月期～2031年３月期589百万円で33%、2027年３月期～2033年３月期3,300百万円で66%、2027年３月期～2035年３月期5,000百万円で100%。在職要件等あり
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	当社が消滅会社となる合併、分割会社となる会社分割、又は完全子会社となる株式交換・株式移転等が承認された場合、当社は新株予約権の全部を無償で取得できる。また、行使条件を満たさなくなった場合にも無償取得できる。

※　当中間連結会計期間の末日（2026年９月30日）における内容を記載しております。
　　新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権の数 2,220

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時

点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、624円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times 1株あたり払込金額}{新規発行前の1株あたりの時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

新株予約権を行使することができる期　2027年７月１日から2036年３月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

１．新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2028年３月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益が825百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。

なお、営業利益の判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）の数値を参照するものとし、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする

また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとし、当該連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

２．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

１．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

２．新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②【その他の新株予約権等の状況】

当中間連結会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第9回新株予約権

決議年月日	2017年３月16日
新株予約権の数（個） ※	82（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 8,200
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	120
新株予約権の行使期間 ※	2019年３月17日～2027年３月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格　　120円 資本金組入額　60円
新株予約権の行使の条件 ※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）４

※　当中間連結会計期間の末日（2026年９月30日）における内容を記載しております。

本新株予約権１個あたりの目的となる株式数は1,000株とする。但し、本新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

（１）本発行要項の承認を決議した株主総会の終了後において、会社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただ し、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとし、調整により生じた１株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

（２）会社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

（３）本項の定めに基づき、新株予約権１個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式　８万2,000株

但し、「新株予約権の数」の定めにより本新株予約権１個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償で発行する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

１株につき金120円（以下「行使価額」という。）とする。但し、以下に定めるところに従い調整されることがある。

（１）本発行要項の承認を決議した株主総会の終了後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の数」第（１）号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（２）会社が、本発行要項の承認を決議した株主総会の終了後において、

（i）本項に定める行使価額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。以下本第（２）号において同じ。）を下回る１株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当を含む。以下に定義する潜在株式等の取得要因の発生によるもの、ならびに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）又は

（ⅱ）本項に定める行使価額を下回る１株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行を行うとき（無償割当による場合を含む。）は、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

なお、上記における「取得要因」とは、潜在株式等と引換えに会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式１株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として会社が決定する金額を意味する。

上記調整による調整後の行使価額は、募集または割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式または潜在株式等の発行の効力発生日（会社法第２０９条第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数（但し当該調整事由によって新たに発行された普通株式数または潜在株式等の目的たる普通株式は含まない。）から、同日における会社の保有する自己株式
（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする。

②会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③会社が潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「１株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式１株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（３）本項第（２）号の（ⅱ）に定める潜在株式等の取得要因が発生する可能性のある期間が終了した場合に は、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得要因が発生した場合を除く。

（４）会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

（５）株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行する場合に、本項第（２）号に基づく調整を行うか否かは会社の取締役会が決定するものとする。

（６）本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項の決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要事項を通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成３１年3月１７日から平成３９年3月１６日までとする。新株予約権の行使の条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることができない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

②権利者は、会社株式が国内の証券取引所に上場されて６ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。

③会社が「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」第（１）号に定める企業再編を行うときに、当該企業再編にかかる契約書又は計画において、権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社
（本発行要項に定義）の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく本新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

⑤権利者が１個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数（会社が単元株制度を導入した場合には一単元の株式数の整数倍）でなければならず、１株（会社が単元株制度を導

入した場合には一単元の株式数）未満の部分については、株式は割当てられないものとする。かかる端数等の切捨てについて金銭による調整は行わない。
⑥租税特別措置法第２９条ノ２に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使にあたっては、下記の定めに従うものとする。
（ⅰ）　権利行使にかかる年間の払込金の合計額が１千２百万円を超えないこと
（ⅱ）　権利行使により取得した株式が、第９回新株予約権割当契約書の定めにより開設される会社の指定する証券会社（以下、「証券会社」という。）の権利者本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること

第14回新株予約権

決議年月日	2025年９月25日
新株予約権の数（個）　※	―
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)　※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　1,000,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	当初行使価額は7,870円とします。 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額の１円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
新株予約権の行使期間　※	2025年９月26日～2027年９月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　7,870 資本金組入額　　3,935
新株予約権の行使の条件　※	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項　※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権１個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

※　当中間連結会計期間の末日（2026年９月30日）における内容を記載しております。
　　新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。

１．本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式199万株とする（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。
但し、次の２．乃至４．により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
２．当社が「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」４．の規定に従って本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」４．に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

３．調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」４．（２）、（５）及び（６）による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
４．割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」４．（２）⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
　金1,818円（本新株予約権の目的である株式１株当たり1,818円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
１．各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより１円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
２．行使価額は、当初787円とする。但し、行使価額は、次の３．又は４．に従い修正又は調整される。
３．行使価額の修正
本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額の１円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を１円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が393円（以下「下限行使価額」といい、次の４．の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。
なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。
４．行使価額の調整
（１）当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記（２）に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

（２）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
① 下記（４）②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
②株式の分割により普通株式を発行する場
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
③下記（４）②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記（４）②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記（４）②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、上記③により既に行使価額が調整されたものを除く。）
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
⑤上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わないものとする。
（３）行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
（４）①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、小数第１位を四捨五入する。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第１位まで算出し、小数第１位を四捨五入する。
③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記（２）②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
（５）上記（２）の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
（６）上記（２）の規定にかかわらず、上記（２）に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記３．に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
（７）行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記（２）⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権を行使することができる期間
2025年９月26日から2027年９月27日までとする。
新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
１．当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
２．当社は、2027年９月27日に、本新株予約権１個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

３．当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権１個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

４．当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から２週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権１個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

第15回新株予約権

決議年月日	2025年９月25日
新株予約権の数（個）　※	10,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)　※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　1,000,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	7,870
新株予約権の行使期間　※	2025年９月26日～2027年９月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　7,870 資本金組入額　　3,935
新株予約権の行使の条件　※	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項　※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権１個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

※　当中間連結会計期間の末日（2026年９月30日）における内容を記載しております。

新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。

新株予約権の数

10,000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

１．本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,000万株とする（本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1,000株とする。）。

但し、次の２．及び３．により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

２．当社が「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」３．の規定に従って本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式１株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。

但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」３．に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

３．調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」３．（２）及び（５）による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

４．割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。

但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

金575円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

１．各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

２．行使価額は、787円とする。

但し、行使価額は次の３．に定めるところに従い調整されるものとする。

３．行使価額の調整

（１）当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記（２）に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \times \text{１株あたりの払込金額}}{\text{１株あたりの時価}} \Big/ \frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

（２）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記（４）②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する

③ 下記（４）②に定める時価を下回る金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記（４）②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが、第14回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記（４）②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記（２）①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としている

ときには、上記（２）①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{（調整前行使価額により当該行使価額} - \text{調整後行使価額）} \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（３）行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

（４）① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

（５）上記（２）の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（６）行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

2025年９月26日から2027年９月27日までの期間とする。

但し、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の１ヶ月前までに通知する。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

１．当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

２．当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権１個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当中間連結会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下の通り、行使されました。

	中間連結会計期間 (2026年４月１日から2026年９月30日まで)
当該中間連結会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	1,990
当該中間連結会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,990,000
当該中間連結会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	468
当該中間連結会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	927,754
当該中間連結会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	10,000
当該中間連結会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	8,101,000
当該中間連結会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	1,331
当該中間連結会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	4,183,574

（注）本株予約権は、2026年６月３日をもって全て行使されております。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年４月１日～2026年７月31日（注）	2,055,000	43,078,920	469,585	3,232,538	469,585	3,174,165

（注）新株予約権の行使による増加であります。

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
投資事業有限責任組合ＪＡＩＣ－Ｗｅｂ３ファンド	東京都千代田区九段北三丁目２番４号	4,450,000	10.34
吉田　直人	シンガポール共和国スコッツロード	4,333,000	10.06
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木１丁目６番１号	3,388,120	7.87
楽天証券株式会社	東京都港区南青山２丁目６番１号	2,514,100	5.84
株式会社五六	東京都目黒区目黒本町二丁目26番19号ランドステージ学芸大学103	1,390,330	3.23
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町１丁目４番地	1,170,500	2.72
滝野　一征	東京都江東区	739,600	1.71
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町１丁目２－１０号	702,100	1.63
ＪＰモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内２丁目７－３　東京ビルディング	675,800	1.57
ダイナミックソリューショングループ株式会社	東京都港区西新橋１丁目６－１２　アイオス虎ノ門４０４号室	667,883	1.55
計	－	20,031,433	46.55

（注）上記のほか当社所有の自己株式47,450株があります。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 47,400	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 43,014,600	430,146	－
単元未満株式	普通株式 16,920	－	－
発行済株式総数	43,078,920	－	－
総株主の議決権	－	430,146	－

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社イオレ（自己保有株式）	東京都中央区日本橋横山町６番16号	47,400	－	47,400	0.11
計	－	47,400	－	47,400	0.11

（注）　当社は、単元未満自己株式50株を保有しております。

２【役員の状況】

前連結会計年度の有価証券報告書提出日後、当中間連結会計期間における役員の異動はありません。

第４【経理の状況】

１　中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

なお、当社は前第３四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報を記載しておりません。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、監査法人やまぶきによる期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,308,149	638,063
売掛金	490,827	497,723
前渡金	2,685,540	4,907,126
自己保有暗号資産	726,420	1,264,879
預け暗号資産	570,069	734,587
貸付暗号資産	3,679,048	6,135,123
その他	75,151	952,150
貸倒引当金	△556	△596
流動資産合計	9,534,650	15,129,057
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	15,921	17,443
工具、器具及び備品（純額）	5,200	4,287
有形固定資産合計	21,121	21,730
無形固定資産		
ソフトウエア	47,332	41,879
ソフトウエア仮勘定	2,400	16,773
無形固定資産合計	49,732	58,653
投資その他の資産		
投資有価証券	1,355,811	564,839
その他	46,626	45,731
貸倒引当金	△6,830	△7,068
投資その他の資産合計	1,395,607	603,502
固定資産合計	1,466,462	683,887
資産合計	11,001,112	15,812,944
負債の部		
流動負債		
買掛金	292,929	227,093
短期借入金	40,000	40,000
１年内返済予定の長期借入金	39,996	39,996
未払金	206,370	1,009,522
未払法人税等	25,740	169,944
前受金	3,307,009	2,876,976
借入暗号資産	3,397,072	6,072,616
その他	81,733	94,421
流動負債合計	7,390,851	10,530,570
固定負債		
長期借入金	100,010	80,012
繰延税金負債	6,236	3,077
その他	5,497	7,028
固定負債合計	111,744	90,118
負債合計	7,502,595	10,620,689
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,762,952	3,232,538
資本剰余金	2,704,579	3,174,165
利益剰余金	△1,993,925	△1,233,073
自己株式	△245	△245
株主資本合計	3,473,360	5,173,385
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13,548	6,686
その他の包括利益累計額合計	13,548	6,686
新株予約権	9,560	6,763

非支配株主持分	2,047	5,419
純資産合計	3,498,517	5,192,255
負債純資産合計	11,001,112	15,812,944

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	13,824,277
売上原価	10,206,344
売上総利益	3,617,932
販売費及び一般管理費	※ 3,121,892
営業利益	496,039
営業外収益	
受取利息	2,803
為替差益	18,240
暗号資産評価益	386,262
その他	310
営業外収益合計	407,617
営業外費用	
支払利息	1,492
匿名組合損益分配額	1,530
支払手数料	1,500
その他	0
営業外費用合計	4,523
経常利益	899,133
特別利益	
事業譲渡益	10,000
特別利益合計	10,000
税金等調整前中間純利益	909,133
法人税、住民税及び事業税	144,873
法人税等合計	144,873
中間純利益	764,259
非支配株主に帰属する中間純利益	3,371
親会社株主に帰属する中間純利益	760,888

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	764,259
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△6,862
その他の包括利益合計	△6,862
中間包括利益	757,397
（内訳）	
親会社株主に係る中間包括利益	754,025
非支配株主に係る中間包括利益	3,371

（３）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	909,133
減価償却費	7,321
貸倒引当金の増減額（△は減少）	277
受取利息及び受取配当金	△2,803
支払利息	1,492
為替差益	△18,240
暗号資産評価益	△386,262
事業譲渡益	△10,000
売上債権の増減額（△は増加）	△6,895
前渡金の増減額（△は増加）	△2,221,586
仕入債務の増減額（△は減少）	△65,835
未払金の増減額（△は減少）	802,341
未払法人税等（外形標準課税）の増減額（△は減少）	1,036
前受金の増減額（△は減少）	△420,033
その他	△191,822
小計	△1,601,877
利息及び配当金の受取額	2,803
利息の支払額	△1,492
法人税等の支払額	△3,302
その他	188
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,603,680
投資活動によるキャッシュ・フロー	
暗号資産の取得による支出	△95,714
有形固定資産の取得による支出	△1,509
土地取得に係る手付金の支出	△660,000
無形固定資産の取得による支出	△14,373
投資有価証券の取得による支出	△100,000
投資有価証券の償還による収入	899,192
その他	△979
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,615
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△19,998
新株予約権の行使による株式の発行による収入	935,554
新株予約権の発行による収入	821
財務活動によるキャッシュ・フロー	916,377
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△660,687
現金及び現金同等物の期首残高	1,308,149
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 647,461

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

当中間連結会計期間において、NCBC1合同会社を設立し、連結の範囲に含めております。

（中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（中間連結貸借対照表関係）

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	40,000 〃	40,000 〃
差引額	160,000千円	160,000千円

なお、金融機関との当座貸越契約（未実行残高160,000千円）に係る契約のうち一部の契約には財務制限条項等が付されております。その総額は、100,000千円で、各条項のいずれかに抵触した場合は期限の利益を喪失する場合があります。

（中間連結損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
販売手数料	2,421,930 千円
貸倒引当金繰入額	277 〃

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金勘定	638,063千円
電子決済手段	9,398 〃
現金及び現金同等物	647,461千円

（株主資本等関係）

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

当社は、2017年３月16日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの権利行使及び2025年９月９日開催の取締役会の決議に基づき発行した第14回新株予約権の権利行使による払込を受けました。その結果、当中間連結累計期間において資本金が469,585千円、資本準備金が469,585千円増加し、中間連結会計期間末において資本金が3,232,538千円、資本準備金が3,174,165千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの変更等に関する事項

当中間連結会計期間より、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「インターネットメディア」「AIデータセンター」「暗号資産関連」から、「AI　UI」「AI　DC」「オンチェーン金融」に変更しております。

２．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報　　**(単位：千円)**

	報告セグメント				中間連結損益計算書計上額
	AI UI	AI DC	オンチェーン金融	合計	
売上高 外部顧客への売上高	1,640,452	11,915,317	268,506	13,824,277	13,824,277
セグメント利益又はセグメント損失(△)	△39,266	608,643	△73,337	496,039	496,039

(注) １．セグメント利益又はセグメント損失は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	AIUI	AIDC	オンチェーン金融	
pinpoint	269,079	―	―	269,079
HRテクノロジー	1,319,047	―	―	1,319,047
ペット事業	50,032	―	―	50,032
その他	2,294	―	―	2,294
AI・DC事業	―	11,915,317	―	11,915,317
オンチェーン金融事業	―	―	268,506	268,506
顧客との契約から生じる収益	1,640,452	11,915,317	268,506	13,824,277
外部顧客への売上高	1,640,452	11,915,317	268,506	13,824,277

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
(1) １株当たり中間純利益	17円88銭
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	760,888
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	760,888
普通株式の期中平均株式数（株）	42,547,860
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益	17円26銭
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する中間純利益調整額（千円）	―
普通株式増加数（株）	1,543,254
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―

（重要な後発事象）

（株式交換契約の締結）

当社は、2026年10月15日付の取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社、WOODMAN株式会社（以下 「WOODMAN」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することとし、同日付で、当社とWOODMANとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

なお、本株式交換については、2026年11月27日開催予定の当社の臨時株主総会及び2026年11月中開催予定のWOODMANの臨時株主総会の決議により、本株式交換契約の承認を得た上で、2026年11月30日を効力発生日として行われる予定であります。

１．企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：WOODMAN株式会社

事業の内容：AIサーバー・ストレージ販売・導入支援

モジュール型AIデータセンター開発・構築

データセンター事業コンサルティング

（2）本株式交換の目的

当社とWOODMANは、資本関係を構築するに先立ち、AI データセンターの開発、モジュール型データセンター、液浸冷却等の領域において共同で事業開発を進めてまいりました。本株式交換は、完全子会社化後に新たに協業可能性を模索するものではなく、既に進行している両社の事業連携を資本・経営の両面から一体化し、その実行速度及び事業規模をさらに高めることを目的とするものです。こうした認識のもと、両社で協議を重ねた結果、本株式交換を行うことといたしました。

（3）企業結合日

2026年11月30日（予定）

（4）企業結合の法的形式

株式交換

２．株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付する株式数

（1）株式の種類別の交換比率

	当社 （株式交換完全親会社）	WOODMAN （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る交換比率	1	5,727.38
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：3,436,428株（予定）	

（2）株式交換比率の算定方法

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びWOODMANから独立した第三者算定機関であるSakura Accounting合同会社（以下、「本算定機関」といいます。）に、WOODMANの株式価値の算定を依頼いたしました。

当社は本算定機関による WOODMAN の株式価値の算定結果及び当社株式の市場株価を参考に、当社がWOODMANに対して実施したデューデリジェンスの結果、WOODMANの財務状況、資産の状況、将来見通し等を踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。また、当社は、本株式交換に伴い新株式を発行する一方、WOODMAN の収益基盤、事業開発能力、技術及び人材を当社グループに取り込むことによって、中長期的に当社の一株当たり企業価値の向上に資するものと判断しております。なお、本株式交換により交付する当社株式数は3,436,428株であり、2026年9月30日現在の当社発行済株式総数43,078,920株に対する割合は7.97%（議決権総数に対する割合は7.98%）となります。

本株式交換にあたり、当社普通株式の評価における参考株価として、2026年10月14日を基準日とし、同日の終値である582円を採用しております。

また、比較対象として算出した以下の過去の終値単純平均株価（直近1ヶ月：577円、直近3ヶ月：546円、直近6ヶ月：545円）とも大きな乖離はなく、中長期的な株価水準との整合性も認められます。

この基準日価格を採用した理由は、当社株式の市場価格のうち、最も直近の取引時点における客観的かつ公正な価格を反映したものであり、現時点における市場評価を適切に示していると判断したためです。

（3）株式交換により交付する株式

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式3,436,428株を、当社がWOODMANの発行済株式の全てを取得する時点の直前時のWOODMANの株主に対して割当交付する予定です。なお、本株式交換による交付する当社普通株式については、新たに普通株式の発行を行う予定です。

３．実施する会計処理の概要

本株式交換に伴う会計処理並びにのれんの金額等に関しては、現時点では未定であり、確定次第速やかに開示いたします。

（暗号資産の売却）

当社は、2026年10月30日開催の臨時取締役会において、当社が保有する暗号資産の一部を売却することについて決定いたしました。

項目	内容
売却対象	ビットコイン（BTC）
売却数量	151.21BTC（2026年10月30日現在の保有数量の全量）
帳簿価額	1,992百万円（2026年9月30日時点の時価評価後）
売却見込額	1,831百万円（2026年10月30日時点の時価で算定）
売却損見込額	約161百万円
売却方法	暗号資産交換業者を通じた市場売却（分割売却を含む）
売却期間	2026年10月30日～2026年11月末日（予定）

売却見込額及び売却損見込額は、ビットコインの市場価格の変動により変動いたします。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月16日

株式会社イオレ
　取締役会　御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　森田　正俊

指定社員
業務執行社員　公認会計士　内海　慎太郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イオレの2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イオレ及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2026年10月15日付の取締役会決議により、会社を株式交換完全親会社、WOODMAN株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することとし、同日付で、会社とWOODMAN株式会社との間で株式交換契約を締結している。

なお、本株式交換については、2026年11月27日開催予定の会社の臨時株主総会及び2026年11月中開催予定のWOODMAN株式会社の臨時株主総会の決議により、本株式交換契約の承認を受けることを前提としている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。